

鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、次代を担う子ども達を健やかに育てる環境づくりを進めるため、小学生が日常的に使う場所（校庭）の芝生化（以下「校庭芝生化」という。）を支援することにより、鳥取方式の発祥の地にふさわしく芝生の校庭の良さを最大限に活かせる手本を示し、小学校における取り組みを拡大することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、校庭芝生化を実施する小学校ごとに、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（間接交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、校庭芝生化を実施する小学校ごとに、補助事業に要する別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額と同表の第6欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第 5 条 本補助金の交付申請は、地域社会振興部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第 3 条第 2 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 6 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第 7 条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第 4 条第 1 項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受けて間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第 8 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、別表 1 の第 6 欄及び別表 2 の第 7

欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業(第4条第1項に規定する場合の間接補助事業を含む)の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第10条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の知事が別に定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、申請より30日以内に行うものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を

受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(その他留意すべき事項)

第14条 補助事業者(第4条第1項に規定する場合の間接補助事業者を含む)は、補助事業の実施に当たっては地域社会振興部長が別に定める専門機関の技術指導を受けるものとする。

- 2 補助事業者(第4条第1項に規定する場合の間接補助事業者を含む)は、鳥取県教育委員会の実施する学校のグラウンド芝生化の効果検証事業に協力するものとする。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

別表1 (第3条、第8条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
<p>鳥取方式の芝生化促進事業(小学校校庭芝生化モデル事業)</p>	<p>(1) 公立小学校の校庭の概ね全面芝生化を行う市町村で、事業実施の次年度以降の芝生の維持に必要な費用の継続的な確保が見込まれる者</p> <p>(2) 公立小学校の校庭の概ね全面芝生化を行う実行委員会(保護者会、自治会、学校等で構成(ただし、当該施設の設置者等の責任において事業実施の次年度以降の芝生の維持に必要な費用の継続的な確保が見込まれる場合に限る))</p>	<p>(1) 芝生(ポット苗、種子)及び肥料、燃料等の芝生造成のために要する経費</p> <p>(2) 芝生の維持管理のために必要な物品の購入に要する経費(芝刈り機等)</p> <p>(3) 敷地の整地費(表面勾配を設ける等の小規模なものに限る)及び埋設式スプリンクラーの設置(関連設備を含む)に要する経費</p> <p>(4) 専門家による技術指導に要する経費</p> <p>(5) 工事請負費及び委託費(県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない)</p> <p>(6) その他、地域社会振興部長が必要と認める経費</p>	<p>10/10</p>	<p>校庭芝生化を行う面積あたり700円/m²</p>	<p>(1) 本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(2) 本補助金の2割を超える減額を伴う変更</p> <p>(3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

別表2（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 限度額	7 重要な変更
鳥取方式の芝生化促進事業（小学校校庭芝生化モデル事業）	公立小学校の校庭の概ね全面芝生化を行う実行委員会（保護者会、自治会、学校等で構成（ただし、当該施設の設置者等の責任において事業実施の次年度以降の芝生の維持に必要な費用の継続的な確保が見込まれる場合に限る））	<ul style="list-style-type: none"> （1）芝生（ポット苗、種子）及び肥料、燃料等の芝生化のために要する経費 （2）芝生の維持管理のために必要な物品の購入に要する経費（芝刈り機等） （3）敷地の整地費（表面勾配を設ける等の小規模なものに限る）及び埋設式スプリンクラーの設置（関連設備を含む）に要する経費 （4）専門家による技術指導に要する経費 （5）工事請負費及び委託費（県内事業者が実施したものに限り。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない） （6）その他、地域社会振興部長が必要と認める経費 	10/10	市町村	校庭芝生化を行う面積あたり700円/㎡	<ul style="list-style-type: none"> （1）本補助金の増額を伴う変更 （2）本補助金の2割を超える減額を伴う変更 （3）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更